築上町ふるさと納税記念品協力事業者募集要項

1.　目的

築上町では、ふるさと納税制度により本町に寄附をいただいた方に対し感謝の気持ちを伝え、併せて築上町の地域づくりの振興を促進するため、町内産農産物等をお送りしております。

このたび、寄附の促進や地元特産品のPR・販売促進及び地元企業等の活性化を図るため、寄附者にお礼として贈呈する品物（以下、「記念品」という。）と、それを提供する事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集します。

【ふるさと納税とは】

　任意の地方公共団体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と併せて全額が控除される制度です。

2.　事業の流れ

**寄 附 者**

**築 上 町**

**協力事業者**

①

②

③

④

⑤

1. 寄附者の方から築上町へ「ふるさと納税」による寄附（記念品を選択）
2. 築上町から協力事業者へ記念品を発注
3. 協力事業者から寄附者へ記念品を送付（商品のパンフレットを同封できます。）
4. 協力事業者から築上町へ記念品代金等の請求（品代、配送料を分けて請求）
5. 築上町から協力事業者へ代金等の支払い

3.　協力事業者のメリット

（1）築上町のふるさと納税に関するWebサイト、パンフレット等に記念品の画像、商品名、企業名などが記載されます。

（2）記念品の発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

4.　募集する記念品

　記念品については、次のとおりとします。

（1）町のPRにつながる品物で2,000円、3,000円、5,000円、10,000円、15,000円、30,000円相当の全国発送が可能なもの。

（2）町から記念品代金を支払上限額の範囲内で支払います。

（3）記念品の代金と支払上限額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記念品代金 | 2,000円相当 | 3,000円相当 | 5,000円相当 | 10,000円相当 | 15,000円相当 | 30,000円相当 |
| 支払上限額 | 2,000円 | 3,000円 | 5,000円 | 10,000円 | 15,000円 | 30,000円 |

※いずれの金額についても商品の組み合わせは可能です。また、2業者以上の組み合わせも可能です。その際は、代表者を決めて代表者の方が申請を行ってください。

（4）記念品の送料については、実費を別途支払います。

（5）町が記念品として不適当であると認めた場合は、参加できないことがあります。

5.　協力事業者の要件

　次の要件をすべて満たしているものとします。

（1）町内で生産、製造、加工、販売等がされている品物を提供し、寄附者に配送が可能な法人や個人事業者であること。

（2）町税の滞納がないこと。

（3）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

6.　応募方法

　「築上町ふるさと納税記念品協力事業者参加申込書」に必要事項を記入し、築上町企画振興課まで提出してください。（郵送、FAX、メール可）

応募内容を審査した後、その結果を応募事業者へ連絡します。

7.　個人情報の取扱い

　協力事業者は、寄附者の個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

　※町から提供した寄附者の個人情報は、記念品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、記念品発送の際に同封したパンフレット等により、改めて寄附者から協力事業者への問い合わせ等で入手した個人情報は対象外です。

8.　その他留意事項

（1）協力事業者は、自らを築上町ふるさと納税記念品協力事業者であることをPRできるものとします。

（2）協力事業者は、記念品を変更・辞退する場合は、事前に町へ報告し、承認を受けるもとします。

（3）協力事業者は、記念品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、苦情内容については町へ報告するものとします。また、品質等の保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。

（4）ふるさと納税に関するWebサイト、パンフレット等での記念品の表示順については、町に一任させていただきます。